

農振法における農用地区域からの除外要件（第13条第2項各号）

以下の各号の要件を全て満たす場合に限り、農用地区域から除外することが出来ます。

号	要件	チェック項目	判断 (○、×)
第1号	(1) 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であるか	① 実現可能かつ具体的な転用計画があること	
		② 不要不急の用途に供するために農用地区域から除外するものではないこと（必要性、緊急性）	
		③ 通常必要とされる面積等からみて農用地区域からの除外が過大なものではないこと	
	(2) 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であるかどうか	④ 例) 農用地区域外の土地に家屋の新築が可能であるにもかかわらず、家屋の新築のために農用地区域から除外を行う場合ではないこと	
		⑤ 例) 農用地区域外の土地を併せて利用可能であるにもかかわらず、宅地全体を農用地区域内の土地で対応する場合ではないこと	
		⑥ 土地所有者の了承を得ていることや土地価格が安価であることを理由として、農用地区域外の土地をもって代えることが困難とすることでないこと	
第2号	(3) 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること	⑦ 集団的農用地の中央部に他用途の土地が介在することにより、高性能機械による営農や効果的な病害虫防除等に支障が生じる場合でないこと	
		⑧ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業や農地流動化施策への支障が生じる場合でないこと	
	(4) 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地等農用地の集団化、農作業の効率化等に適していると考えられる土地を農用地区域から除外する場合	⑨ 地域の農業を担うべき者への農用地の利用集積等構造政策の推進に支障を及ぼすおそれがないこと	
第3号	(5) 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること	⑩ 経営規模の大幅な縮小により、認定を受けた農業経営改善計画を達成することができなくなるなど効率的かつ安定的な農業経営を営む者が目指す安定的な農業経営に支障が生ずる場合でないこと	
		⑪ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営する一団の農用地の集団化が損なわれる場合でないこと	
		⑫ 上記2つの要件が、農業経営基盤強化促進法台18条第1項に基づき作成された農用地利用集積計画又は農業委員会が行う農用地のあっせん等に関する資料等の客観的な資料に基づいていること	
第4号	(6) 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること	⑬ ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生が予想されないこと	
		⑭ 農業用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による排水停滞、汚濁水の流入等が予想されないこと	
第5号	(7) 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること	⑮ 土地改良事業等により、区画整理や農業用排水施設の新設又は変更等が行われた農地が工事完了公告における工事完了の日の属する年度から8年を経過していること	

※原則として、判断の欄に1つでも×印が付く場合は除外は出来ません。

※判断の根拠となる資料を添付すること。